

公益社団法人千葉県情報サービス産業協会WEB広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人千葉県情報サービス産業協会（以下「当協会」という）が運営・管理するWEBページ（以下「当協会HP」という）へのバナー広告及びテキスト広告（以下「広告」という）掲載に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当協会HPへの広告掲載は、地域経済の発展と公共福祉の増進に寄与する公益社団法人としての当協会の事業活動費を確保すること目的としている。

(定義)

第3条 この要綱において、広告とは当協会HPに掲載される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の内容)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、当協会HPに掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (5) 暴力団、その他反社会的団体等が関与するもの
 - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (7) その他、当協会HPに掲載する広告として不適当と当協会会長が認めるもの
- 2 前項に定めるものの他、当協会HPに掲載できる広告に関する基準は別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

- | | | |
|----------|--------------------|----------|
| A. 大きさ | 縦50ピクセル | 横150ピクセル |
| B. 形式 | GIF（アニメ可）、JPEG、PNG | |
| C. データ容量 | 4KB以内 | |

(2) テキスト広告

文字列の3段構成とし、記載内容は以下のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| A. 1段目 | 先頭部分を「広告：」の全角3文字とし、その後ろに全角7文字以内で企業名、リンク先ウェブサイトタイトル等を記載 |
| B. 2段目 | 全角12文字×2行（計24文字以内）の要約した説明文を記載 |
| C. 3段目 | リンク先ウェブサイトのURL（「http：/」を含め、半角英数字で26文字以内） |

2 前項と異なる規格は別に定める。

(広告の掲載ページ)

第6条 広告を掲載するページは当協会HPのトップページとするが、広告総数が多い等の理由によりトップページへの掲載ができない場合は、広告主と協議の上、他のページに掲載することがある。

(広告の掲載位置、枠数)

第7条 広告を掲載する位置及び掲載枠数は別に定める。

(広告の掲載順序)

第8条 広告の掲載順序は、原則として①県内非営利事業所等、②県内営利企業等、③その他の順とする。ただし、運用の都合上掲載順序を入れ換えて掲載することがある。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別に定める。

(広告の募集)

第10条 広告の募集は、原則として当協会HPにより行う。

2 ただし、当協会会長は必要に応じ上記以外の手段で募集することができる。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は別に定める。

(広告の申し込み)

第12条 広告掲載希望者は当協会HP掲載の「バナー、テキスト広告掲載申込書」により、郵送、FAX、電子メールで申し込む。

2 当協会会長は広告掲載希望者に対し必要と認める書類の提出を要請することができる。

(広告掲載の決定)

第13条 当協会会長は、第4条の規定に基づき広告掲載の可否を決定する。

2 当協会会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等を「バナー、テキスト広告掲載可否決定通知書」により広告希望者に通知する。

3 広告掲載希望者が第7条に規定する枠数を超えたときの取扱いは別に定める。

(広告掲載料の支払)

第14条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、当協会会長が指定する期日までに一括前納する。ただし、掲載開始月(含む更改月)が4月からで掲載期間を3か月間以上とする場合は、支払期限を4月末をとすることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第15条 広告主は、第5条に定める規格の広告原稿を当協会会長が指定する期日までに提出する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第16条 広告の内容及びデザイン等については、当協会の信用性及び信頼性を損なうことのないように、広告主と当協会が事前協議する。

(広告内容等の変更)

第17条 当協会会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱及び別に定める基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第18条 当協会会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定の期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容等変更の求めに広告主が応じないとき

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、当協会HPへの広告掲載が適切でないと当協会会長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により当協会会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載は、納付済額のうち、掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還する。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、当協会会長に保証する。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(裁判管轄)

第22条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟等の提起等は、当協会の所在地を管轄する裁判所にて行う。

(疑義の決定)

第23条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議のうえ定める。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。